

令和6年度いじめ防止対策基本方針

鹿児島県立市来農芸高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わることで、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

【いじめの禁止】

本校生徒は、いじめを行ってはけません。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

イ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。

ウ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制作りに努めます。

エ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

オ 職員が生徒のわずかな変化も見逃さず、見守っていくためにも、校務の効率化を図り、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

（ア） 生徒対象いじめアンケート調査 年5回（4月、6月、9月、11月、1月）

（イ） 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回（4月、9月）

イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制整備を行います。

(ア) 臨床心理相談員の活用

(イ) いじめ相談窓口の設置

- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ対策委員会」を通して事実関係を検証し、職員全体で情報共有を図ります。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組

ア いじめを見たり、またはその疑いがある行為があった場合は、すぐにその行為をやめさせます。

イ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

エ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。

オ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

カ いじめに対してはやしたてたり、同調している生徒に対して、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

キ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

ク 犯罪行為として取り扱われると思われるいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへ対応

発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催します。定期的ないじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急会議を開催します。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

生徒指導主任，教務主任，学年主任，養護教諭，相談支援，特支教育コーディネーター，スクールカウンセラー

※ 上記の委員会メンバー以外に事案に係る職員を交えて緊急会議を実施

(2) 活動内容

ア いじめ防止等の取組内容の検討，基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

イ いじめに関する相談・通報への対応

ウ いじめの判断と情報収集

エ いじめ事案への対応検討・決定

オ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより，生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は，県教育委員会を通じて知事に報告し，県教育委員会と協議の上，いじめ対策委員会を中心に，管理職，臨床心理相談員，専門的知識及び経験を有する第三者の者等を交えて迅速に調査に着手します。また，第三者の参加を図ることで，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(1) 活動内容

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

イ 調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた生徒やその保護者に対して，適時・適切な方法での提供・説明

ウ 県教育委員会への調査結果報告

エ 調査結果の説明について，いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は，経緯・事実関係をまとめた報告書を提出

5 その他

(1) いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，次の2点を学校評価項目に加え適正に自校の取組を評価します。

ア いじめの早期発見に関する取組

イ いじめの再発を防止する取組に関すること

(2) 運用は2014年7月1日から始めます。

補足 H31. 4月 一部改正
R 3 . 4月 一部改正
R 4 . 4月 一部改正
R 6 . 4月 一部改正

いじめ防止対策年間計画（令和５年度実施分）

月	行 事	具体的な内容
4 月	統一ＬＨＲ （いじめ問題を考える週間①） 学校生活アンケート調査① 教育相談① 職員研修 （いじめ調査に関する検証）	・ いじめに関する具体的な事例の確認。 ・ 道徳シート（楽しい学級を作るには？）の実施。 ・ 学校生活アンケート調査①を実施し、調査結果をふまえ、学校として対応。（無記名式） ・ 生徒との個別面談の実施。 ・ 他校で起こったいじめ問題に関する検証及び、本校の現状把握や対応の確認。 ・ 本校のいじめ防止対策基本方針及び危機管理マニュアルの確認
5 月	情報モラル教室 クレペリン検査 ハイパーＱ－Ｕ実施	・ ネット健康問題啓発者養成全国連絡協議会の講師の先生による、ＳＮＳ利用等に関する情報モラル教室（全校生徒対象）の実施。 ・ １年生のみ実施。 ・ 全校生徒に実施。
6 月	学校生活アンケート調査②	・ 学校生活アンケート調査②を実施し、調査結果をふまえ、学校として対応。（無記名式）
7 月	職員研修（ハイパーＱ－Ｕ検討会）	・ ハイパーＱ－Ｕの結果を基に、全職員で共通理解を図る。
8 月	１年生クレペリン検査結果説明会	・ １学年関係職員により、情報共有及び共通理解を図る。
9 月	こころの健康講話 統一ＬＨＲ （いじめ問題を考える週間②） 学校生活アンケート調査③ 教育相談②	・ 臨床心理相談員の講師の先生による、こころの健康講話（全校生徒対象）の実施。 ・ 自尊感情や自己肯定感について考える機会を持つ。 ・ 自己肯定感チェックシートの実施。 ・ 学校生活アンケート調査③を実施し、調査結果をふまえ、学校として対応。（無記名式） ・ 生徒との個別面談の実施。
10 月	統一ＬＨＲ（自己理解活動）	・ 自己表現，断り方等のコミュニケーションの学習。
11 月	学校生活アンケート調査④	・ 学校生活アンケート調査④を実施し、調査結果をふまえ、学校として対応。 ・ Google Form によるアンケートで実施。
12 月		
1 月	学校生活アンケート調査⑤	・ 学校生活アンケート調査⑤を実施し、調査結果をふまえ、学校として対応。
2 月		
3 月	職員会議（１年間の総括）	・ １年間の振り返りと、次年度へ向けての話し合い。